

## 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案【概要版】

板橋区では、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書等を提出したカップル（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップル）に対して宣誓書受領証等を交付する「パートナーシップ制度」の導入について、東京都パートナーシップ宣誓制度の内容や、板橋区パートナーシップ制度検討委員会からの意見聴取、無作為抽出による区民意識調査結果等を踏まえて検討を重ねてきました。

導入効果や影響を総合的に勘案した結果、本制度の導入が、いたばしアクティブプラン 2025 で掲げている「めざす姿」の実現に向けた施策を展開し、ダイバーシティ&インクルージョン（多様な人々を理解し、認め合い、活かし合うこと）の推進、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減、差別・偏見・いじめのない社会の具現化を図るために、区民理解を促進し、区や区内事業者がより主体的できめ細かな取組を実施する有用な手段になると判断し、導入することとしました。

### ○根拠規程

「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱（仮称）」

★制度創設依拠：「いたばしアクティブプラン 2025」、「いたばしNo.1 実現プラン 2025（重点戦略・柱 I：SDGs 戦略展開③：未来へつなぐまちづくり）」

### ○用語の定義

#### ・性的マイノリティ

性自認<sup>※1</sup>が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向<sup>※2</sup>が異性に限らない者のこと。

※1 性自認：自分がどの性であるかの認識のことをいいます。性に関する身体づくりや、身体的・生物学的特徴（身体的性）と一致する人もいれば、しない人もいます。

※2 性的指向：恋愛感情や性的な関心が、主にどの性に向くか、向かないかをいいます。

#### ・パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）の関係のこと。

#### ・宣誓

区長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方が互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出すること。

### ○制度概要

パートナーシップ関係にある二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを宣誓（宣誓書等を提出）し、区長は宣誓書が提出されたことを証明する書類（宣誓書受領証等）を交付します。

### ○対象者要件

- ・双方が成年に達していること。
- ・双方が婚姻していないこと。
- ・当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ・パートナーシップの相手方が直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
- ・双方が区内に住所を有していること。（3か月以内の転入予定含む）
- ・双方又はいずれか一方が虚偽や不正によるパートナーシップ宣誓の取消を受けたことがないこと。